公益財団法人豊橋善意銀行

交通遺児奨学事業

はじめに

現今社会の極めて深刻な問題のひとつに、交通事故問題があり、その解決のために各種の研究、対策が、検討、実施されています。自動車の安全機能向上、道路構造や安全対策の検討改善、又、私たち人間側のこととして、運転技能向上、交通安全モラル確立の問題等々、交通事故問題は様々な側面から問題を提起し、国民的課題になっています。

こうした状況の元で、「善意のかけ橋」である豊橋善意銀行として、この課題にどう対処することが出来るかを長年考え続けて来ました。

本行は、今日まで、善意市民及び企業団体等から寄付される交通遺児指定預託金を活用して、交通遺児の皆さんに、年末期と年度末入学、進学、就職期にそれぞれ慰問金、お祝金の形で支援激励を行ってきました。

これらの経験を生かし、さらに一歩進めて、この悲惨な状況から不幸にして生み出された交通遺児の皆さんに対し、市民の愛と連帯を結集して、より有効かつ計画的に激励援助の手を差し伸べることが、「善意のかけ橋」である本行の役割と確信し、昭和６１年１０月１日より「豊橋善意行・交通遺児奨学事業」を開始いたしました。

善意のかけ橋　公益財団法人豊橋善意銀行
ＴＥＬ：0532-52-7893 ／ ＦＡＸ：0532-52-7894
〒440-0806　豊橋市八町通５丁目９番地（八町地域福祉センター内）
http://www.toyohashi-zengin.com　　info@toyohashi-zengin.com

「豊橋善意銀行・交通遺児奨学事業」実施要項

平成 28 年 4 月 1 日

１．事業目的

道路における交通事故が原因で死亡した人の子女のうち、その境遇を力強く克服し、社会有用の人になろうと意欲に燃えている生徒を援助激励し、健全に育成することを目的としています。

２．奨学金の性格

この奨学金は､修学終了後返還を求めない､「給付」とし､その変わりとして、ボランティア活動への自発的協力を求め、社会参加することによって心によるお返しをしていただき、善意連帯の輪を広げて行こうとするものです。

３．資　　金

本行に交通遺児育英資金として指定預託されているもの、及び今後、この趣旨で寄付される交通遺児への指定預託金をもって資金とします。

４．奨学金の額

月額　　金１０,０００円

５．奨学生の資格

高等学校、高等専修学校に在学する生徒で、次のいずれにも該当するものとします。

①　<u>本人が豊橋市内に在住する者。</u>

②　保護者が、道路における交通事故が原因で死亡した者。

６．奨学生の申請

(1) 申請期限　常時、受け付けています。

(2) 申請方法　申請書類を添え、在学学校長を経て、申請して下さい。

(3) 申 請 先　豊橋市八町通５丁目９番地　公益財団法人豊橋善意銀行

(4) 提出書類　①奨学金受給申請書（本行所定用紙）

②在学証明書（在学学校長発行のもの）

③交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）

④戸籍謄本（申請日から 6 か月以内に市町村長発行の物）

但し、兄姉が、既に豊橋善意銀行交通遺児奨学金の給付を受けている場合で、兄姉の申請時と交通事故死保護者に変更がない場合、「③交通事故証明書」は省略することができます。また、事故発生後５年以上経過し、交通事故証明書の発行が困難な場合で、死亡診断書（死体検案書）により交

通事故死が証明できる場合には、これに替えて申請することができます。

７．奨学生の決定

原則として、書類整備されている申請者全員に、奨学金給付を決定します。また決定後は在学学校長へ通知しています。

８．奨学生の予約申請

資格に該当する中学３年生が、高等学校又は高等専修学校に進学が決定した場合は、本人又は保護者からの申し出により予約申請することが出来ます。この場合進学先学校名をお知らせいただく事で、入学後に豊橋善意銀行から進学先学校長宛に必要書類をお送りします。

９．給付の始期及び終期

奨学生として給付決定された年度を始期とし、その奨学生が在学する学校の最短修業年限の終期を給付の終期とします。

１０．給付の方法

奨学金は、１年を４期に分けて、第１期（４月から６月）分を４月１５日に、第２期（７月から９月）分を７月１５日に、第３期（１０月から１２月）分を１０月１５日に、第４期（１月から３月）分を、１月１５日に、３カ月分を本人名義の指定金融機関口座に振込みます。なお、給付日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までとします。

１１．給付の停止及び取消

(1) 奨学生が休学する場合、その休学月を含む翌期より休学期間中、給付を停止するものとします。この場合、すみやかに、在学学校長を経て「休学届」を提出してください。復学する場合は、同じく「復学届」を提出してください。

(2) 奨学生が退学する場合、その退学月を含む翌期より給付を取消すものとします。この場合、すみやかに、在学学校長を経て「退学届」を提出して下さい。

１２．奨学生へお願い

(1) 奨学生は、在学中、努めてボランティア活動を理解し、善意連帯の輪を広げるよう心がけてください。

(2) 奨学生は、社会有用の人となるよう勉学はじめ諸活動に努力して下さい。

(3) 届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに、「届出事項変更届」を提出して下さい。

１３．付　　則

この事業開始は、昭和６１年１０月１日とします。

１４．改　　訂

(1)　平成５年４月１日付、奨学金額。

(2)　平成１１年４月１日付、奨学金額。

(3)　平成２８年４月１日付、資格、申請、予約申請、始期及び終期、申請方法。

☆　お問い合わせ、資料請求、お尋ねなど、下記までご連絡下さい。

◎公益財団法人　　豊橋善意銀行

豊橋市八町通５丁目９番地　豊橋市総合福祉センター内

電話(０５３２）５２－７８９３･FAX（０５３２）５２－７８９４